

## 令和4年度事業計画

### 1 会議等の開催に関すること

- (1) 協議会規約に基づき、定時総会を開催し、また、必要に応じ臨時総会、役員会を開催する。

### 2 消費者への住宅リフォームに係る情報提供に関すること

- (1) 消費者向け住宅リフォームパンフレットの作成、配布  
テーマ：「大雪から『命』と『家』を守る（仮称）」
- (2) 消費者向け住宅リフォーム相談会の開催。  
令和4年11月（開催予定）
- (3) 消費者向け住宅リフォームセミナーの開催  
上記(2)のパンフレットを活用し、大雪に備えた屋根の改修・保全及び雪下ろし中の事故防止を題材としてセミナーの開催  
令和4年12月～5年1月（開催予定）

### 3 住宅リフォーム推進事業に関すること

- (1) 一般社団法人住宅リフォーム推進協議会との共催による消費者向けセミナーの開催
- (2) 一般社団法人住宅リフォーム推進協議会との共催による事業者向けセミナーの開催

### 4 消費者相談窓口の連携に係る会議の開催

国庫補助事業を受け、消費者相談窓口の会議を継続し、相談窓口間の横の連携を図る。

### 5 ホームページの更新・維持管理。

- ・推進協議会活動報告、住宅リフォーム相談会やセミナーの案内、リフォーム情報の提供など
-

注 1) 国の補助事業申請について

令和4年度 国土交通省の補助事業については、現在、北海道リフォーム推進協議会が実施主体として、事務局である（一社）北海道建築技術協会から提案書を提出中。

採択された場合、補助金交付額に応じ、上記各種事業の実施を予定している。

注 2) 一般社団法人住宅リフォーム推進協議会からの業務委託について

昨年度は、一般社団法人住宅リフォーム推進協議会から北海道建築技術協会が業務委託を受託し、北海道住宅リフォーム推進協議会が事業を実施した。

令和4年度は、業務委託の有無は未定であるが、委託の意向があった場合、北海道住宅リフォーム推進協議会と契約し、当協議会が事業実施することとする。

注 3) 「北海道住宅リフォーム事業者登録制度」の運営・情報提供について

（一社）北海道建築技術協会では、当該協会が実施している北海道住宅リフォーム事業者登録制度の「登録事業者の最新情報」を、（総合）振興局、各市町村、全道の地域消費者センター等に配布する予定。